

静岡県公立大学法人 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年8月1日～ 令和8年3月31日までの4年間8か月

2. 内容

目標1：育児休業を取得予定の職員及び育児休業から復帰した職員に対するメンター制度を導入する。

<対策>

- 令和3年10月～ 育休取得後の復職者への聞き取り
- 令和4年 1月～ 運用ルールの検討、メンター選定
- 令和4年 4月～ 運用ルールの決定、メンター研修の実施
制度導入、メール等などによる職員への周知

目標2：職員全員の時間外労働時間を、1人当たり年間240時間未満とする。

<対策>

- 令和3年10月～ 就労システムデータ分析等により時間外労働の原因の分析等を実施
- 令和4年 1月～ 管理職を対象とした意識改革のための研修を実施
- 令和4年 3月～ 現況の時間外労働時間を踏まえ、短期目標（単年度の1人当たり時間外労働時間上限努力目標）を設定し職員へ周知
- 令和5年 3月～ 短期目標期間の振り返り並びに次期目標の設定及び周知

目標3：年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間10日以上とする。

<対策>

- 令和3年10月～ 就労システムデータ分析等により年次有給休暇取得日数と取得しない（できない）理由の検証を行う
- 令和4年 1月～ 管理職を対象とした意識改革のための研修を実施
- 令和4年 1月～ 現況の取得日数を踏まえ、短期目標（年間の1人当たり平均取得日数）を設定し職員へ周知
- 令和4年12月～ 短期目標期間の振り返り並びに次期目標の設定及び周知